

和泉小学校区交流会会則

第1条 (名称)

本会は、和泉小学校区交流会と称す。

第2条 (目的)

地域をになう人間性豊かな児童の育成を図る。

第3条 (事業)

本会は、第2条の目的達成のため、下記の事業を行う。

1. 地域をになう児童の健全育成を図る。
2. 学校、家庭、地域と連携を保ち、教育環境の向上を図る。
3. 地域文化の発掘と活性化を図る。
4. 会員相互の交流と親睦を図る。

第4条 (事務所)

本会の事務所は、和泉小学校に置く。

第5条 (組織)

本会は和泉小学校区に在住する成年男女および和泉小学校職員をもって構成する。

第6条 (役員及び運営委員)

本会には次の役員を置く。

1. 会長
2. 副会長
3. 総務
4. 会計
5. 書記
6. 運営委員

第7条 (役員及び運営委員の職務)

1. 会長は会を代表し、その業務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 総務は会の庶務を行う。
4. 会計は会の会計を行う。
5. 書記は会の記録を行う。
6. 運営委員は会長の委嘱を受け、本会の事務を執行する。

第8条 (役員及び運営委員の選任)

1. 会長及び副会長は運営委員の互選により選出し、総務、会計、書記は会長が運営委員の中から委任する。
2. 運営委員は 和泉小学校区に在住する成年男女 及び和泉小学校職員から選出する。
3. 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

第9条 (顧問及び相談役)

1. 本会は顧問を置くことができる。
2. 本会は相談役を置くことができる。

第10条 (会議)

1. 運営委員会は必要に応じて会長が召集し、関係団体間の情報交換、連絡調整及び事業に関する協議をする。
2. 総会は年間1回、定期的を開催する。なお、必要に応じて臨時に開催することができる。

第11条 (委任)

この会則の施行に関し、必要な事項は運営委員会で決める。

附 則

この会則は、昭和63年 7月 1日から施行する。

この会則は、平成 2年 8月 25日から施行する。

この会則は、平成 4年 5月 9日から施行する。

この会則は、平成 6年 5月 11日から施行する。